

伝染性病気の登園停止のめやす

こども園は集団生活の場です。下記の伝染病にかかったら医者からの指示に従って、完治するまでお休みして下さい。出席停止扱いとなり、「登園許可証明書」の提出が必要となります。

(学校保健法抜粋)

| 病名【第2種】 | 登園できない期間のめやす |
|-----------------|-----------------------------|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を過ぎるまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで |
| 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| ウイルス性肝炎 | 主要症状が消退するまで |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺の腫脹(はれ)が消失するまで |
| 風疹(3日はしか) | 発疹が消失するまで |
| 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |

以下の病気は、症状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるまで休む病気です。

【第3種】

流行性結膜炎・急性出血性結膜炎・溶連菌感染症・腸管出血性大腸菌感染症・手足口病
感染症胃腸炎・りんご病・アデノウイルス・その他の伝染病

*コロナウイルス感染症の場合は、保健所や教育委員会の指示に従ってください。

